

岩手県立特別支援学校整備計画（最終案）

（令和3年度から令和10年度までの計画）

令和3年2月1日

岩手県教育委員会

はじめに

本県では、特別支援教育への制度的変換が図られた平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間、前計画である「県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画」において、県立特別支援学校の再編・整備を進めました。その後も様々な課題に対応するため、新しい「特別支援学校整備計画」を策定し整備を進めることとしていましたが、国の制度改革の動向を見る必要があったことや平成 23 年 3 月の東日本大震災津波などがあったことにより計画策定を中断し、それ以降、喫緊の諸課題について順次対応してまいりました。

この間、国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行など、共生社会の実現に向けた国の制度改革等も様々な進められてきました。障がいの有無にかかわらず、「共に学び、共に育つ教育」の推進と共生社会の実現に向けて、学校等における基礎的環境整備とともに、教育内容・方法や支援体制に関する合理的配慮の充実のための取組等、多様な教育的ニーズに対応した切れ目のない支援体制の構築が益々重要とされてきたところです。

県教育委員会では、このような状況を踏まえ、「いわて県民計画（2019～2028）」「岩手県教育振興計画」と整合性を図りつつ、平成 31 年 3 月に「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」を策定いたしました。現在、本プランに基づき、すべての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することができる共生社会の実現を目指し、関係機関の連携の下、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応えながら、県民との連携・協働による「共に学び、共に育つ教育」のさらなる推進を図っているところです。また、今般の特別支援教育を取り巻く状況の変化等から、長期的な視点に立った特別支援学校の整備が必要であると捉え、3つの計画に特別支援学校の整備の策定について明記し、昨年度から進めてまいりました。

特別支援学校の教育環境の整備は、障がいの重度・重複化、多様化等の動向を十分踏まえつつ、障がいのある児童生徒等の一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援を考慮することや、地域において特別支援教育を推進するにあたって、特別支援学校が中核的な役割を果たすことができるような視点をもった教育環境づくりを基本とすることが重要であると考えます。

今回策定した本計画におきましては、これまでの取組の成果を引き継ぎながら、引き続き学校施設等の環境整備を含めた特別な支援を必要とする児童生徒等の教育環境の整備を進め、本県の特別支援教育体制の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

保護者の方々をはじめ、関係者、県民の皆様におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、取組の円滑な推進に御協力いただきますようお願いいたします。

岩手県教育委員会

目次

I	計画策定の趣旨	1
II	計画期間	1
III	県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画（平成 19 年度から平成 22 年度までの計画）と平成 23 年度以降の取組	2
1	県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画（平成 19 年度から平成 22 年度までの計画）に基づく取組	2
2	平成 23 年度以降の取組	2
IV	本県の現状と課題	3
1	概況	3
2	全体を通じた現状と課題	4
(1)	児童生徒等数の推移	5
(2)	児童生徒等の障がいの状況	9
(3)	通学形態と寄宿舎の状況	10
(4)	各学校の教室不足数と老朽化	12
(5)	その他の主な課題等	13
V	県立特別支援学校整備の方針	14
1	基本的考え方	14
2	基本方針	15
(1)	各地域の実情に応じた学びの場の整備	15
(2)	関係機関と連携した個別のニーズへの対応	15
(3)	特別支援学校のセンター的機能の充実	15
VI	県立特別支援学校整備計画	16
1	全体像と主な整備内容	16
(1)	各地域の実情に応じた学びの場の整備	16
(2)	関係機関と連携した個別のニーズへの対応	17
(3)	特別支援学校のセンター的機能の充実	17
2	令和 11 年度以降の整備について	18

- 1) 幼児、児童、生徒を総称する場合は、「児童生徒等」と表記します。
- 2) 県立特別支援学校は「岩手県立」及び「支援学校」を省略して表記します。
- 3) 文章及び表中の児童生徒数等の数値については、特に断りのない場合、各年の 5 月 1 日現在の数値を表します。

I 計画策定の趣旨

本県では、平成19年度から平成22年度までの4年間、前計画である「県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画」において、「広大な県土、自宅通学生の増加、障がいの重度・重複・多様化を踏まえ、特別支援学校（盲・聾・養護学校）を適正規模で適正に配置すること。」「知的障がいと肢体不自由など複数の障がいに対応できる学校の設置を検討すること。」「すべての特別支援学校（盲・聾・養護学校）に高等部を設置すること。」等を主とする内容により、整備を進めました。

その後も特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加や障がいの程度や児童生徒のニーズの多様化に対応するため、新たな計画を策定し、引き続き整備に取り組むこととしましたが、国のインクルーシブ教育システムを進めることを主旨とした制度改革に関する検討が始まり、特別支援学校の長期的な姿を見通すことが困難な状況となったことや、平成23年3月に東日本大震災津波があったことにより、次の「特別支援学校整備計画」の策定を中断することとし、喫緊の諸課題について順次対応してきました。

しかし、前計画である「県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画」の終了から10年が経過し、特別支援教育を取り巻く状況の変化により、特別支援学校の整備推進については、これまでの取組の成果と課題を整理しながら計画的に進める必要があると判断し、平成31年3月に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」、「岩手県教育振興計画」、「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」において、特別支援学校の整備の策定について明記し進めていくこととしました。

本計画は、現在の特別支援学校の現状と県内各地域の実情を見直し整理するとともに、特別支援学校のあるべき姿を念頭に、特別支援学校における校舎の狭隘化や老朽化、児童生徒の障がいの多様化等に伴う課題を解決し、児童生徒等が安全に安心して学べるよう、全県的な特別支援学校の教育環境を整備していくことを目標に策定するものです。

今後は本計画に基づき、特別支援学校で学ぶ児童生徒等が地域の中で夢や希望をもちながら充実した教育活動ができるよう、特別支援学校の教育環境の整備と併せ切れ目のない支援の充実を推進し、本県の特別支援教育体制の充実に取り組んでまいります。

II 計画期間

○令和3年度から令和10年度までの8年間。

Ⅲ 県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画（平成19年度から平成22年度までの計画）と平成23年度以降の取組

1 県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画（平成19年度から平成22年度までの計画）に基づく取組

○平成19年4月に「県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画（平成19年度から平成22年度までの計画）」を策定し、以下の方針により特別支援学校の整備推進に取り組みました。

- ▶ できるだけ身近な地域の学校への就学受入（単一障がい・複数障がい対応再編、分教室設置等）
- ▶ 義務教育段階の教育の整備（教育課程の整備、学級数の整備等）
- ▶ 高等部段階の教育の整備（高等部設置等）
- ▶ 児童生徒等の障がいの重度・重複化、多様化への対応（特別学級設置等）
- ▶ 通学形態・通学ニーズへの対応（通学バス拡大、寄宿舎維持等）
- ▶ 共に学ぶ教育の推進（交流・共同学習の推進）
- ▶ 特別支援教育センターとしての機能充実（担当教員の確保、専門性向上等）
- ▶ その他（学校給食導入検討、ユニバーサルデザインに基づく設計等）

○主な取組は、以下のとおりです。

- ▷ 一関清明支援学校開校（一関聾学校と一関養護学校の統合）：H20
- ▷ 盛岡青松支援学校開校（松園養護学校と青山養護学校の統合）：H21
- ▷ 盛岡みたけ支援学校高等部設置：H21
- ▷ 盛岡峰南高等支援学校新学科設置：H21
- ▷ 花巻清風支援学校遠野分教室設置：H19
- ▷ 一関清明支援学校千厩分教室設置：H19

2 平成23年度以降の取組

○平成21年12月策定の「いわて特別支援教育推進プラン」に基づき、平成22年度内に次期「特別支援学校整備計画」を策定することとしましたが、平成23年3月の東日本大震災津波発災により、策定を中断し、その後は特別支援学校の整備に係る計画の策定は行わず、平成19年4月策定の「県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画」の方向性を踏まえ、必要性の高いものから順次進めてきました。

○主な取組は、以下のとおりです。

- ▷ 盛岡みたけ支援学校二戸分教室中学部・高等部の開設：中学部 H25 高等部 H28
- ▷ 花巻清風支援学校特別教室棟の増築：H26
- ▷ 花巻清風支援学校北上みなみ分教室小学部・中学部の開設：H29
- ▷ 療育センター移転に伴う盛岡となん支援学校の新築移転：H29
- ▷ 前沢明峰支援学校特別教室棟の増築：H30
- ▷ 盛岡となん支援学校跡地（空き校舎）を活用した新設校設置：盛岡ひがし支援学校の開校：H31
- ▷ 釜石祥雲支援学校移転新築に向けた校舎等の設計等：H30
- ▷ エアコンの整備：R1

IV 本県の現状と課題

1 概況

○県内には17校の特別支援学校（県立15本分校、国立1校、私立1校）が設置されています。

○令和2年度の児童生徒等の総数は、1,584名。（県立特別支援学校1,474名）となっています。

（〔表-1〕）

〔表-1〕各学校の設置部、在籍者数等の状況（令和2年）

（単位：人）

No.	学 校 名	障がいの種類	在籍数						寄 宿 舎	訪 問 教 育
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計		
1	盛岡視覚	視覚障がい	0	7	7	6	9	29	○	
2	盛岡聴覚	聴覚障がい	6	11	17	13	0	47	○	
3	盛岡となん	肢体不自由 病弱	—	73	34	31	—	138	○	○
4	盛岡青松	病弱	—	5	19	31	—	55		○
5	盛岡峰南高等	知的障がい	—	—	—	102	—	102	○	
6	盛岡みたけ	知的障がい	—	69	36	65	—	170		○
	二戸分教室	知的障がい 肢体不自由	—	20	15	9	—	44		
7	奥中山校	知的障がい 肢体不自由	—	14	7	—	—	21		○
8	盛岡ひがし	知的障がい	—	46	16	30	—	92		○
9	花巻清風	知的障がい 肢体不自由	—	42	42	78	—	162	○	○
	遠野分教室	知的障がい 肢体不自由	—	10	7	—	—	17		
	北上みなみ分教室	知的障がい 肢体不自由	—	8	3	—	—	11		
10	前沢明峰	知的障がい 肢体不自由	—	31	34	68	—	133	○	○
11	一関清明	聴覚障がい 病弱 肢体不自由 知的障がい	4	40	32	72	—	148		○
	千厩分教室	知的障がい 病弱	—	14	8	—	—	22		○
12	気仙光陵	知的障がい 肢体不自由	—	19	7	39	—	65	○	○
13	釜石祥雲	病弱 肢体不自由 知的障がい	—	21	13	35	—	69		○
14	宮古恵風	知的障がい 肢体不自由	—	15	22	36	—	73		○
15	久慈拓陽	知的障がい 肢体不自由	—	29	12	35	—	76	○	○
県立小計			10	474	331	650	9	1,474		
16	(国立) 岩手大学教育学部附属 特別支援学校（盛岡市）	知的障がい	—	16	16	23	—	55		
17	(私立) 学校法人カナン学園 三愛学舎（一戸町）	知的障がい	—	—	—	29	26	55		
総 計			10	490	347	702	35	1,584		

※ 「—」は、当該の部・科が設置されていないことを表す。

※ 訪問教育は病院訪問を含む

○出身地が県内の児童生徒等は 1,569 人であり、県外の児童生徒等は 15 人となっています。

○職業学科を設置している盛岡峰南高等は県内全域から生徒が入学しています。

〔表-2〕

〔表-2〕各学校に就学している児童生徒等の出身地の状況（令和2年）

（単位：人）

学校名 地区名	盛岡聴覚	盛岡視覚	盛岡となん	盛岡青松	盛岡峰南高等	盛岡みたけ	盛岡ひがし	岩大教育学部 附属特別支援	花巻清風	北上分教室	花巻清風 北上みなみ分教室	花巻清風 遠野分教室	前沢明峰	一関清明	あすなる分教室	一関清明	一関清明	気仙光陵	釜石祥雲	宮古恵風	久慈拓陽	奥中山校	盛岡みたけ	三愛学舎	二戸分教室	盛岡みたけ	合計	の就い生割 域校して児童の 学する徒等 合
盛岡	21	24	109	38	40	165	87	55	8				4		1							1	9	36	2	600	89.8%	
岩手中部	2	14	14	11	15	3	1		149	1	10	17	7		2		2	3									251	70.5%
胆江		3	4	2	16				1		1		109	2	3												141	77.3%
両磐	1		3	2	7								12	128	2	22	2										179	84.9%
気仙		1	1		1				1						2		57	3									66	86.4%
釜石					2	1									1		4	61	1								70	87.1%
宮古		1	2	1	9	1	1		2						1			2	72	3			1			96	75.0%	
久慈	2			1	2																68						73	93.2%
二戸	1	2	3		10		2															3	12	18	42	93	77.4%	
県外	2	2	2				1						1		6							1					15	
計	29	47	138	55	102	170	92	55	161	1	11	17	133	130	18	22	65	69	73	76	21	55	44	44	1,584			

2 全体を通じた現状と課題

(1) 児童生徒等数の推移

ア 特別支援学校全体

本県における県立特別支援学校在籍児童生徒等数は、平成28年度から若干減少傾向にあります。（〔表-3〕）

学校別の推移について、この10年間で15人以上の増減があった学校は以下のとおりです。（〔表-4〕）

- ・ 15人以上の減少：盛岡視覚（15人）、盛岡青松（57人）、盛岡峰南高等（34人：普通科の廃止によるもの）、前沢明峰（54人）、気仙光陵（45人）
- ・ 15人以上の増加：盛岡となん（28人）、盛岡みたけ（15人：高等部設置によるもの）、盛岡みたけ二戸分教室（38人：中学部・高等部の順次開室によるもの）、一関清明（53人：対応する障がい種の拡大によるもの）
- ・ 新築移転や新設校設置後は、対象校において児童生徒が増加する傾向が見られます。

※小中学校等に設置されている分教室

これまで岩手中部地区、両磐地区、二戸地区において、小中学校等内に特別支援学校の分教室を設置し、身近な地域における学びの場としての環境を整備しながら、児童生徒の教育活動の充実に努めてきました。

近年、開室当初からの児童生徒の増加や教室を提供している小中学校等の状況の変化（児童生徒数の増加等）等により、狭隘化への対応等を含め、様々な教育環境の整備が必要となる状況が見られます。

[表-3] 特別支援学校の在籍者数の推移

(単位:人)

年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2
県立	1,451	1,584	1,554	1,553	1,521	1,474
国立・私立	128	123	125	120	117	110
全体(県立・国立・私立)	1,579	1,707	1,669	1,673	1,638	1,584

[表-4] 県立特別支援学校別在籍者数の推移

(単位:人)

地区	学校名	H22	H28	H29	H30	R1	R2
盛岡	盛岡視覚	44	35	34	30	27	29
	盛岡聴覚	57	55	53	47	49	47
	盛岡となん	110	121	114	124	124	138
	盛岡青松	112	91	90	93	64	55
	盛岡峰南高等	136	107	110	106	108	102
	盛岡みたけ(本校)	155	215	211	232	189	170
	盛岡ひがし	—	—	—	—	61	92
岩手中部	花巻清風(本校)	171	219	208	192	183	162
	北上みなみ分教室	—	—	5	10	12	11
	遠野分教室	7	12	12	12	15	17
胆江	前沢明峰	187	166	161	153	153	133
両磐	一関清明(本校)	97	176	169	176	165	148
	千厩分教室	17	21	18	16	17	22
気仙	気仙光陵	110	89	78	73	69	65
釜石	釜石祥雲	74	58	56	60	65	69
宮古	宮古恵風	81	70	73	75	75	73
久慈	久慈拓陽	68	88	82	84	80	76
二戸	盛岡みたけ奥中山校	19	20	22	21	22	21
	盛岡みたけ二戸分教室	6	41	48	49	43	44
合計		1,451	1,584	1,544	1,553	1,521	1,474

イ 学部別(幼稚部、専攻科は除く)

【小学部】

小学部の在籍者数は増加傾向にあり、10年前(H22)と比べて約60人増加しており、一学年の平均人数も増加傾向にあります。([表-5])

今後、少子化傾向が続くと考えるものの、児童数の就学率はほぼ変わらない状況にあることや、各校における児童の障がいの多様化が見られることから、教育活動の充実という観点において必要な教育環境の整備を進める必要があると考えます。([表-6])

[表-5] 特別支援学校の小学部在籍者数

(単位:人)

年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2
小学部段階	428	453	462	483	481	490
一学年の平均人数	71	76	77	81	80	82

[表-6] 各地区の小学部児童数(※1)推移の見込み(他県出身者を含まない) (単位:人)

年度	H22	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
盛岡	153	182	190	202	209	216	201	196	193	190	186	182	179	176
岩手中部	65	62	60	60	63	70	48	47	45	44	43	42	41	39
胆江	45	37	36	40	41	34	36	35	35	33	33	32	31	30
両磐	56	51	54	57	53	54	48	46	44	43	41	39	38	36
気仙	36	14	14	15	15	20	13	13	13	13	12	12	12	12
釜石	18	18	15	19	18	21	16	16	16	15	15	15	15	15
宮古	24	25	24	22	20	15	22	22	21	21	21	20	20	20
久慈	18	23	23	27	26	28	23	22	21	20	19	19	18	18
二戸	9	35	38	32	30	29	31	30	29	28	26	26	25	24
全県	424	447	454	474	475	487	437	426	417	407	396	386	377	369
特別支援学校 就学率 ※2		0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8

※1 児童数…令和元年度の岩手県人口移動報告年報を基に算定した地区ごとの各学部における全児童数に、地区ごとの特別支援学校就学率を乗じたもの(中学部・高等部の場合も同様)

※2 特別支援学校就学率…過去4年間の就学率の変化を基に、将来の各年度における特別支援学校への就学率を推計したもの(中学部・高等部の場合も同様)

【中学部】

中学部の在籍者数は、平成28年度から減少傾向にあり、10年前(H22)と比べて15人減少しています。しかし、一学年の平均人数については、小学部よりも多い人数となっています。

([表-7])

今後については、小学部と同様と考えます。([表-8])

[表-7] 特別支援学校の中学部在籍者数 (単位:人)

年度	H22	H28	H29	H30	R1	R2
中学部段階	362	394	343	345	330	347
一学年の平均人数	120	131	114	115	110	116

[表-8] 各地区の中学部生徒数推移の見込み(他県出身者を含まない) (単位:人)

年度	H22	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
盛岡	124	126	107	111	108	117	107	107	105	104	102	99	97	94
岩手中部	58	78	69	69	65	70	55	55	60	59	57	48	47	46
胆江	45	38	36	38	41	31	36	36	35	35	34	33	31	31
両磐	38	52	41	34	36	43	37	35	35	33	32	31	30	29
気仙	20	26	23	20	8	7	16	15	15	15	15	14	14	14
釜石	21	19	18	14	16	12	15	15	14	14	14	14	14	14
宮古	24	23	24	24	21	24	21	21	20	19	19	19	19	18
久慈	16	14	12	17	14	14	14	14	13	13	13	12	12	12
二戸	10	11	9	13	18	23	12	11	10	10	11	11	10	9
全県	356	387	339	340	327	341	313	309	310	303	296	283	274	266
特別支援学校 就学率 ※2		1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1

【高等部】

高等部の在籍者数は、ここ数年横ばい状態にありましたが、令和2年度に前年度から80人以上の減少があり、10年前（H22）と比べても30人程度の減少となりました。一学年の平均人数については、減少傾向にあるものの、中学部の2倍以上の人数となっています。（〔表-9〕）

高等部への入学者数は、平成30年を境に特別支援学校中学部からより、中学校特別支援学級等からの入学者が多くなっています。（〔表-10〕）

小・中学部と同様に、少子化傾向が続くと考えるものの、就学率はほぼ変わらない状況にあることや、各校における生徒の重複障がいが増えるなど障がいの多様化が見られることから、教育活動の充実という観点から教育環境の整備を進める必要があると考えます。（〔表-11〕）

高等部卒業後の進路状況については、3割前後の生徒が一般就労となっており、盛岡峰南高等においては、5～7割前後の生徒が一般就労をしています。（〔表-12〕〔表-13〕）

近年は特別支援学校の生徒が一般就労していた職種に外国人の雇用やAI等の導入検討など、就労状況の変化がみられてきているため、今後、社会の変化に対応し、これからの時代の働き方を見据えた取組になるよう高等部における職業教育の見直し・整備を図る必要があります。盛岡峰南高等については、平成21年度に職業学科が現在の4学科（生活科学科、農産技術科、加工生産科、流通・サービス科）になり、すでに10年以上経過していることから、学科の在り方も踏まえた職業教育の見直し・整備を図る必要があります。

特別支援学校中学部と中学校特別支援学級の多くの生徒が特別支援学校高等部等を経て社会に出ていくことを考え、引き続き卒業後の自立や社会参加促進のために必要な教育環境や活動の充実を図る必要があります。

また、平成30年度から高等学校における通級による指導も開始したこともあり、これまで以上に高等学校における特別支援教育の在り方や特別支援学校高等部充実に向けた取組が必要と考えます。

〔表-9〕 特別支援学校高等部の在籍者数（高等部専攻科除く）

（単位：人：）

年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2
高等部段階	731	810	818	806	789	702
一学年の平均人数	244	270	273	269	263	234

〔表-10〕 特別支援学校中学部・中学校特別支援学級等からの特別支援学校高等部への入学状況

（単位：人）

入学年度	H28	H29	H30	R1
特別支援学校中学部からの入学者	139	122	110	94
中学校特別支援学級等からの入学者	135	101	122	103

[表-11] 各地区の高等部生徒数推移の見込み（他県出身者を含まない）

（単位：人）

年度	H22	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
盛岡	223	240	258	268	260	240	238	231	231	226	227	222	220	215
岩手中部	112	149	156	141	133	110	132	129	111	110	109	121	118	113
胆江	78	95	91	70	85	74	78	76	73	73	72	71	70	67
両磐	94	104	101	108	92	80	95	93	89	89	86	86	81	78
気仙	51	47	37	38	47	39	36	35	32	31	29	30	29	29
釜石	35	24	30	33	36	37	26	25	24	24	24	23	23	23
宮古	64	51	53	55	58	57	42	39	38	38	38	37	35	35
久慈	40	42	34	32	36	31	29	27	28	27	28	27	27	25
二戸	22	43	49	52	35	30	38	37	37	36	32	31	30	33
全県	719	795	809	797	782	698	713	691	663	655	646	647	632	619
特別支援学校 就学率 ※2		2.1	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2

[表-12] 県立特別支援学校高等部卒業生の進路状況について

（単位：人・％）

年度	H28	H29	H30	R1
卒業生数（人）	260	232	244	267
一般就労（人）	62	81	69	84
割合（％）	23.8	34.9	28.3	31.5
進学（人）	2	4	6	4
割合（％）	0.8	1.7	2.5	1.5
福祉的就労（人）	159	117	136	153
割合（％）	61.2	50.4	55.7	57.3
入院・在宅・ 施設入所（人）	37	30	33	26
割合（％）	14.2	12.9	13.5	9.7

[表-13] 盛岡峰南高等卒業生の進路状況について

（単位：人・％）

年度	H28	H29	H30	R1
盛岡峰南高等 一般就労実績（人）	23	27	18	27
盛岡峰南高等に おける割合（％）	63.9	73.0	54.5	69.2

(2) 児童生徒等の障がいの状況

県立特別支援学校の障がい種別児童生徒等数の推移については、10年前（H22）と比べて視覚障がい領域、聴覚障がい領域、病弱領域が減少しており、知的障がい領域、肢体不自由領域が増加しています。（〔表-14〕）

小・中学部の重複障がい学級在籍者数と在籍割合は、ここ数年は横ばい状態にあります。小・中学部の重複障がい学級数と設置割合も同様の状況となっています。（〔表-15〕〔表-16〕）

高等部の重複障がい学級在籍者数と在籍割合は、ここ数年は増加・上昇しています。高等部の重複障がい学級数と設置割合はここ数年横ばい状態にあります。（〔表-15〕〔表-16〕）

訪問教育の児童生徒数は、小・中学部ともに特段の傾向はみられない状況ですが、高等部については、平成28年度まで増加し、その後は減少傾向にあり、令和2年度においては、生徒数・在籍割合ともに10年前（H22）の半数となっています。（〔表-17〕）

医療的ケアを必要とする児童生徒数、医ケア割合は横ばい状態にありますが、医療的ケアの内容については、年々多様化・高度化している状況にあります。令和2年度の医療的ケア実施校は、9校となっています。（〔表-18〕）

今後の特別支援学校重複障がい学級においては、重度・重複化に加え、多様化や医療的ケアの高度化が考えられることから、様々な状況に柔軟に対応できる体制の構築が必要と考えます。

[表-14] 県立特別支援学校障がい種別（主とするもの）児童生徒等数の推移 (単位：人)

年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2
視覚障がい領域	44	35	34	30	27	29
聴覚障がい領域	63	67	65	59	61	59
知的障がい領域	972	1,197	1,171	1,176	1,174	1,123
肢体不自由領域	110	121	114	124	124	138
病弱領域	262	164	160	164	135	125
合計	1,451	1,584	1,544	1,553	1,521	1,474

[表-15] 県立特別支援学校重複障がい学級の児童生徒数の推移 (単位：人・%)

年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2
小・中学部重複障がい学級在籍者	341	282	267	265	266	267
在籍割合(※)	45.2	34.7	34.7	33.4	34.2	33.2
高等部重複障がい学級在籍数	117	138	137	158	152	143
在籍割合(※)	17.6	18.4	18.2	21.2	20.9	22.0

※在籍割合…小・中学部在籍者総数、高等部本科在籍者総数に占める、それぞれの特別学級の在籍者の割合

[表-16] 県立特別支援学校の重複障がい学級設置数の推移 (単位：%)

年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2
小・中学部重複障がい学級の数	130	111	106	104	108	111
設置割合(※)	46.9	41.4	42.2	39.8	41.5	41.6
高等部重複障がい学級の数	38	47	48	53	53	48
設置割合(※)	35.5	33.6	33.6	35.8	36.3	35.0

※設置割合……小・中学部学級総数、高等部本科学級総数に占める、それぞれの特別学級の学級数の割合

[表-17] 県立特別支援学校訪問教育の児童生徒数の推移

(単位：人・%)

年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2
小・中学部訪問教育児童生徒数	19	17	14	22	20	19
在籍割合(※)	2.5	2.1	1.8	2.8	2.6	2.4
高等部訪問教育生徒数	8	14	12	13	6	4
在籍割合(※)	1.2	1.9	1.6	1.8	0.8	0.6

※在籍割合…小・中学部在籍者総数、高等部本科在籍者総数に占める、それぞれの訪問教育児童生徒数の割合

[表-18] 県立特別支援学校の医療的ケアを必要とする児童生徒等数（通学生）の推移

(単位：人・%)

年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2
医療的ケアを必要とする児童生徒数	39	42	44	41	40	42
医ケア割合(※)	2.7	2.7	2.8	2.6	2.6	2.8

※医ケア割合…在籍者総数に占める医療的ケアを必要とする児童生徒数の割合

(3) 通学形態と寄宿舎の状況

【通学形態】

特別支援学校の通学については、保護者送迎、通学バスの利用、公共交通機関等を利用しての自力通学の他、近年は、放課後等デイサービス事業所等の利用による送迎も多くみられます。

市街地から離れた場所に設置されている学校が多く、通学保障の観点から県立特別支援学校15本分校のうち7校で通学バスを運行しており、8校に寄宿舎を設置しています。

([表-19] [表-20])

① 通学バスの状況

特別支援学校において、自力通学が困難な児童生徒のための通学バス運行は、通学手段の確保として非常に重要です。一方で、行動や排せつ面等での制約がある児童生徒にとっては、長時間の乗車はかなりの負担となります。

近年は、以前よりもさらに自宅から通学する児童生徒が増加し、通学バスの運行に対するニーズが増大しています。([表-19])

[表-19] 県立特別支援学校の通学バス運行状況（令和2年）

学校名	使用バス	利用人数	便数等
盛岡聴覚	スクールバス	15人	往路1便、復路2便
盛岡みたけ	委託バス1台	35人	往路1便、復路1便 ※水曜のみ復路2便
盛岡ひがし	委託バス2台 (北・南コース)	60人	往路2便、
	スクールバス		復路のみ1便
一関清明	委託バス1台 (千厩コース)	42人	24人、往路1便、復路1便
	スクールバス (一ノ関駅コース)		18人、往路1便、復路1便
釜石祥雲	スクールバス	13人	往路のみ1便
宮古恵風	スクールバス	41人	往路1便、復路1便
久慈拓陽	スクールバス	28人	往路1便、復路1便
合計		234人	

② 寄宿舎の状況

現在、寄宿舎を利用している児童生徒は227名で、全体の15.4%となっています。このうち高等部生徒（専攻科含）が187名であり、寄宿舎生全体の82%を占めています。寄宿舎利用児童生徒数は年々減少しており、10年前（H22）と比べて137人減少しています。（〔表-20〕）

特別支援学校の立地条件等を考慮し、今後も寄宿舎を維持することは必要ですが、運営・活用についての検討が必要と考えます。

今後は、通学バスや寄宿舎について、現状やニーズに対して柔軟に対応できるように有効かつ効率的な活用に向けて検討が必要です。

〔表-20〕 県立特別支援学校寄宿舎利用児童生徒数の推移

（単位：人）

年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2
幼稚部	0	0	0	0	0	0
小学部	23	7	9	6	3	6
中学部	52	66	47	45	31	34
高等部	274	207	220	210	217	184
専攻科	15	5	5	4	3	3
合 計	364	285	281	265	254	227

※寄宿舎設置校

（盛岡視覚、盛岡聴覚、盛岡となん、盛岡峰南高等、花巻清風、前沢明峰、気仙光陵、久慈拓陽）

(4) 各学校の教室不足数と老朽化

特別支援学校の教室不足数については、平成26年度から減少し、令和2年度には半分以下の数となっています。（〔表-21〕）

しかしながら、各校においては、在籍する児童生徒等の障がいの多様化に伴い、授業だけでなく学校生活全般において個別に対応する場面が増加している状況にあり、その対応場所の確保が必要とされています。このような状況から、特別教室等からの転用、教室の間仕切り等によって対応を図っている学校が多くあり、望ましい教育環境の点からは課題が多いと認識しています。

また、県内には校舎、寄宿舎ともに建築から30年～40年以上の年数を経過する学校があります。これらの老朽化した施設・設備は、児童生徒等の障がいの状態や特性及び現在の学習・生活様式等において、大きな課題と考えます。

このことから、老朽化への対応については、教室の間仕切りや特別教室の普通教室への転用等これまでの教室不足や狭隘化への対応による課題の解消も含め、より充実した環境の下で学校生活ができるよう総合的な観点において、整備していく必要があります。

〔表-21〕 県立特別支援学校教室不足数の推移

(単位：室)

年 度	H22	H28	H29	H30	R1	R2
盛岡視覚	0	0	0	0	0	0
盛岡聴覚	0	0	0	0	0	0
盛岡となん	7	0	0	0	0	0
盛岡青松	0	0	0	0	0	0
盛岡峰南高等	0	0	0	0	0	0
盛岡みたけ	12	17	17	21	7	7
二戸分教室	0	6	5	2	4	2
奥中山校	0	2	0	0	0	0
盛岡ひがし	—	—	—	—	0	0
花巻清風	9	9	7	7	0	0
遠野分教室	0	0	0	0	1	0
北上みなみ分教室	—	—	0	0	0	0
前沢明峰	13	5	5	0	0	2
一関清明	10	4	3	6	7	2
千厩分教室	1	6	5	3	10	4
気仙光陵	5	1	1	1	0	0
釜石祥雲	2	10	10	10	11	10
宮古恵風	7	3	3	4	4	7
久慈拓陽	2	1	0	0	0	0
計	68	64	56	54	44	34

(5) その他の主な課題等

<自然災害による課題>

- ・宮古地区においては、近年、令和元年10月の台風19号や令和2年4月の大雨など自然災害が頻発する中、通常授業の実施に一週間程度の臨時休業が生じるなど影響がでており、今後も自然災害が頻発する恐れがあり、学習保障について対策を講じる必要があります。

<特別支援学校未設置地区における課題>

- ・県北の二戸地区については、前計画において課題の一つとしてあげられていたものの、小中高等部一体型の県立特別支援学校が未設置となっています。
- ・保護者を中心とする地域団体からの特別支援学校の設置要望に対して、これまで分教室を開室して対応していますが、開室当初からの児童生徒の増加、教室を提供している小中学校の状況の変化（児童生徒数の増加等）、地域における特別支援教育のセンター校としての役割を果たすことへの限界（人的、施設等）等の課題が見られることから、狭隘化の中での教育活動を改善し、より質の高い教育を受けられるよう特別支援教育の環境整備を図る必要があります。

<センター的機能における課題>

- ・特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター校として、小中高等学校等の要請に応じて、特別支援教育等に関する相談や障がいのある児童生徒等への指導・支援、保護者等に対する相談対応、教員等への研修支援等多岐にわたり実施してきました。
- ・小中高等学校等においては、特別支援学校のセンター的機能を活用することにより、特別支援教育に対する理解が進み、校内での支援体制の整備も進んできましたが、引き続き更なる特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育のセンター校としての機能充実を図りながら、地域の小中高等学校等に在籍する児童生徒等への支援や幼稚部教育・乳幼児の早期教育相談等の専門的支援の実施が重要です。
- ・県内で唯一となる各障がい教育専門の学校が多い盛岡地区においては、地域のニーズや全県的な状況を踏まえ、専門性や学校の担う役割の整理を行いながら、センター的機能の充実を図る必要があります。

【参考】

小中学校における弱視の特別支援学級数：10学級（小7学級、中3学級）

小中学校における難聴の特別支援学級数：30学級（小20学級、中10学級）

小中学校における病弱の特別支援学級数：34学級（小23学級、中11学級）

小中学校における肢体不自由の特別支援学級数：34学級（小22学級、中12学級）

小中学校における知的障がいの特別支援学級数：387学級（小259学級、中128学級）

小中学校における自閉症・情緒障がいの特別支援学級数：525学級

（小243学級、中282学級）

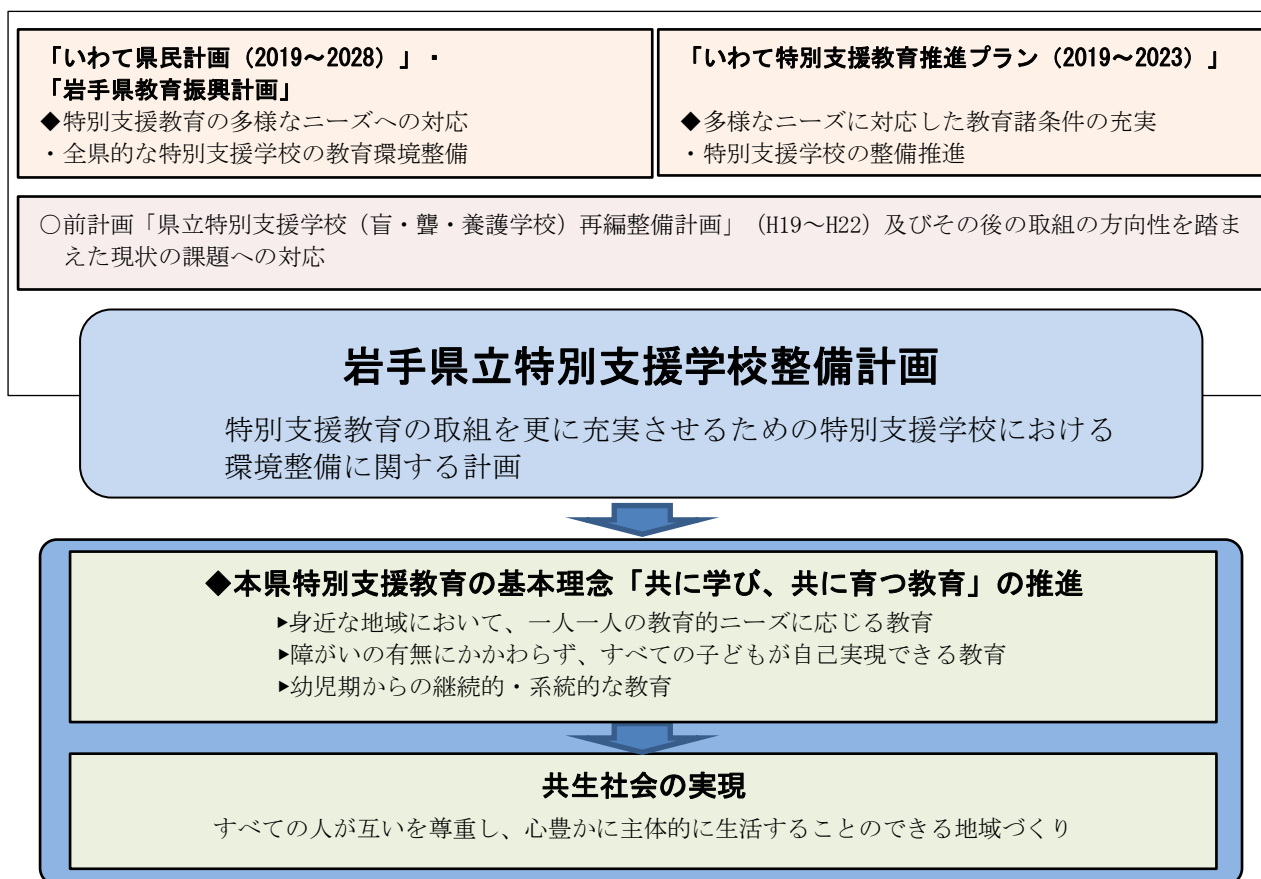
V 県立特別支援学校整備の方針

1 基本的考え方

岩手県教育委員会では、すべての人が互いを尊重し、心豊かに主体的に生活することのできる「共生社会の実現」を目指し、就学から卒業までの一貫した支援の充実、各校種における指導・支援の充実、教育環境の充実・県民理解の促進等に関わる様々な施策を進めながら、本県特別支援教育の基本理念である「共に学び、共に育つ教育」の推進を図っています。

特別支援教育を推進するにあたって、特別支援学校の教育環境の整備については、障がいの重度・重複化や多様化等の状況を十分踏まえつつ、障がいのある児童生徒等の一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図った環境づくりを基本とします。

本計画は、前計画である「県立特別支援学校（盲・聾・養護学校）再編整備計画」における取組の方向性を踏まえたこれまでの取組の成果や各学校の現状や地域の実情を総合的に捉えながら、現状の課題を明らかにし、「いわて県民計画（2019～2028）」、「岩手県教育振興計画」、「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」の3つの計画を踏まえ、特別支援教育の取組を更に充実させるための特別支援学校における環境整備に関する計画とします。



2 基本方針

本計画の基本的考え方に基づき、以下の3つを柱として、多様なニーズに対応した教育諸条件の整備について、今後8年間で進めていきます。

(1) 各地域の実情に応じた学びの場の整備

本県の県立特別支援学校は、6つの地域に本校14校、分校1校、計15校設置されています。特別支援教育に対する理解の浸透や期待の高まりなどから、これまで特別支援学校の在籍児童生徒数は、知的障がいを中心に増加傾向が続き、分教室設置も含め、必要な教育環境の整備に対応してきました。ここ数年は、若干の減少傾向にはあるものの、施設の狭隘化やこれまで対応してきた特別教室転用等の状態の解消、建設から数十年が経過している施設への対応など、教育環境において様々な課題があります。

このことから、近年の特別支援教育を取り巻く状況や各地域の実情を把握するとともに、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや多様な学習内容・形態への対応等を踏まえながら、児童生徒等がより充実した環境の下で教育活動に取り組むことができる教育環境の整備を進めることで、「共に学び、共に育つ教育」のより一層の推進を図ります。

(2) 関係機関と連携した個別のニーズへの対応

平成25年9月に学校教育法施行令の一部改正（障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する改正）が行われ、障がいのある子どもの就学手続と早期からの一貫した支援の充実が求められるようになり、児童生徒の教育的ニーズを的確に把握するとともに、本人と保護者を含め関係機関と連携した支援体制を構築していくことが必要不可欠となりました。

また、特別支援学校の児童生徒等においては、多様な教育的ニーズへの対応が必要とされており、特に医療的ケアを必要とする児童生徒等については、医療的ケア内容の高度化・複雑化が見られ、よりきめ細かな対応が必要とされています。

このような状況を踏まえ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関がそれぞれの専門性を生かす形で早期から相互に連携しながら、切れ目ない支援体制の構築を図り、すべての子どもが自己実現できる教育を推進します。

(3) 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター校として、小中高等学校等に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒等について、小中高等学校等の要請に応じて、専門性を生かしながら、相談・支援の対応が求められています。

センター的機能の具体的な内容は、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障がいのある児童生徒等への指導・支援、保護者等に対する相談対応・情報提供、小中高等学校等の教員等への研修支援、福祉、医療、保健、労働等の関係機関との連絡・調整を行う役割等、多岐にわたっています。

今後も支援の在り方や役割の整理等を行い、更なる機能充実に図りながら、地域における特別支援教育のセンター校として特別支援教育の推進に努め、どの地域においても専門性の高い教育が受けられる教育環境の充実に図ります。

VI 県立特別支援学校整備計画

1 全体像と主な整備内容

(1) 各地域の実情に応じた学びの場の整備

ア 地元で貢献できる人材の育成（高等部・職業教育の充実）全県

社会の変化に伴い、就労先の状況が変化している中において、これからの時代の働き方を見据えた職業教育の充実が必要とされるため、地域を支え、地域で貢献できる人材育成という観点に立って、岩手の特色や各地域の産業教育等を生かした高等部における職業教育を推進します。

特に盛岡峰南高等については、平成21年度に現在の4学科（生活科学科、農産技術科、加工生産科、流通・サービス科）となり、10年以上が経過していることから、就労先のニーズの変化に必ずしも十分に対応できていないなどの進路指導・支援等の課題を踏まえ、職業教育について中心的な役割を担う学校として、より一層の職業教育の充実を目指すため、学科改編を視野に入れた教育内容等の見直しを行います。

イ 校舎老朽化や狭隘化等への対応による教育環境の充実 全県

建築から30年～40年以上の年数を経過する学校について、教室の間仕切りや特別教室の普通教室への転用等これまでの対応状況の解消を含めて、関係部局と連携しながら大規模改修工事等の施設整備を進め、校舎老朽化や狭隘化の改善を計画的に行います。

まずは、釜石祥雲について、校舎老朽化や狭隘化、教室不足に対応した転用等の教育環境の課題を解消するため、さらに小中高等部一貫のより充実した教育環境の整備に向けて新築移転します。

ウ 通学に係る負担軽減への対応 全県

以前よりも自宅から通学する児童生徒等が増加していることから、通学バスの運行に対するニーズが増大しているため、市町村の福祉施策の推進、放課後等デイサービス事業所等の利用、各学校における寄宿舎の利用や通学バスの運行、特別支援教育就学奨励費の活用などの状況を踏まえ、市町村や地域の関係機関との連携を図りながら、地域や児童生徒等の実情に応じて、様々な通学手段について対応していきます。

エ 学校立地における自然災害への対応 宮古

令和元年10月の台風19号や令和2年4月の大雨の影響による臨時休業など、今後も自然災害が発生する恐れがあるため、様々な自然災害を想定した対策を講じるとともに、隣接する施設の状況の変化も見据えながら、抜本的な環境整備について関係機関等との連携により優先的に検討します。

オ 特別支援学校未設置地区における小中高等部一貫の特別支援学校の設置 二戸

二戸地区については、小・中・高等部一体型の県立特別支援学校が未設置となっており、これまで分教室を開室して対応してきましたが、開室当初に比べ分教室や当該中学校の児童生徒が増加し狭隘化が著しいため、これらの解消が求められています。点在している分教室を一貫校として集約し、狭隘化の中での教育活動の改善を図り、より質の高い教育を受けられるようにするとともに、地域における特別支援教育の拠点としての更なるセンター的機能の充実に向けて、本計画期間中に可能な限り早期の開校を目指します。

カ 分教室における教育環境の充実 **岩手中部** **両磐** **二戸**

開室当初からの分教室の児童生徒の増加や小中学校の状況の変化（児童生徒数の増加等）等により、狭隘化への対応等様々な教育環境の整備が必要であるため、これまで市町村の理解と協力を得ながら各分教室の在籍児童生徒数や設置されている小中学校の空き教室の状況を踏まえつつ行ってきた教育環境の整備について、引き続き地域に根差した分教室の運用となるよう各市町村と連携を図りながら取り組みます。

高等部分教室設置については、卒業後の自立や就労の実現に向け、作業学習等の職業教育に関わる教育環境や、人間関係の広がりなどを育むための一定の学習集団が必要であり、広域圏を単位として特別支援学校の高等部を設置していることを踏まえ、生徒数の動向や全体的な学校配置のあり方、高等部・職業教育の推進充実等を勘案し、総合的な視点により検討を進めます。

（２）関係機関と連携した個別のニーズへの対応

ア 医療機関との連携 **全県**

医療的ケアを必要とする児童生徒が特別支援学校において学習を受けられる体制を引き続き整備することが必要であるため、関係会議等において、具体的な課題やニーズを把握するとともに、関係各所の役割等を確認し情報共有を密にしながら、医療的ケアに係る諸課題の改善に努め、看護師配置の充実による支援体制の整備を図ります。

イ 保健福祉関係機関との連携 **全県**

できる限り早期からの対応を行うことにより障がいの状態の改善・克服や望ましい成長・発達を促すために、早期からの相談・支援体制に向けて、各種健診の情報を有する保健福祉関係機関と各教育事務所に配置されているエリアコーディネーターや特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる連携強化を図ります。

※エリアコーディネーター：特別支援教育エリアコーディネーターの通称。エリアコーディネーターは、地域の特別支援教育の推進に向けて、教育事務所や市町村教育委員会業務への支援、関係機関や関係者との連絡・調整に関する支援を行う。

（３）特別支援学校のセンター的機能の充実

ア 特別支援学校の役割や障がい種別におけるセンター的機能の整理と見直し **全県**

小中高等学校等からの相談・支援依頼の増加や多岐にわたる内容に対応するため、地域の実情や障がい種別等の観点を踏まえ、本県における特別支援学校のセンター的機能の在り方について整理と見直しを行い、地域でのより適切で効果的な支援につながるよう機能を強化します。

イ 特別支援学校と関係機関や小中高等学校等との一層の連携強化 **全県**

地域の相談・支援のニーズや各学校の支援状況等を踏まえながら、地域の教育・福祉・相談機関及び小中高等学校や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに加え、地域において中心的な役割を担う特別支援教育中核コーディネーターとの様々な取組における連携を強化するなど、関係者が一丸となって地域や各学校の実情に応じた支援の充実を図ります。

※特別支援教育中核コーディネーター：各市町村教育委員会からの推薦により、各教育事務所長から委嘱される小中学校の教員。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと連携を図りながら地域における特別支援教育の推進的役割を担う。

【主な取組内容と令和10年度までのスケジュール】

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
○施設整備・学科改編に関する工程表							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【釜石祥雲】 新築工事・移転</p> </div> <div style="width: 80%;"></div> </div>							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【二戸地区】 新設校設置に向けた検討・ 基本構想 ※設置場所は福岡工業高校 校地内を検討中</p> </div> <div style="width: 75%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本・実施設計・新築工事・新設校開校 ※可能な限り早期の開校を目指す</p> </div> </div>							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 25%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>盛岡峰南高等支援 学校の教育内容・ 学科の見直しの検 討</p> </div> <div style="width: 75%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>取組可能な学科から先行実施・ 必要に応じた学科の改編</p> </div> </div>							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 35%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>大規模改修に向けた検討</p> </div> <div style="width: 65%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>状況に応じた基本・実施設計、改修工事</p> </div> </div>							

2 令和11年度以降の整備について

本計画の対象とならなかった事項を含め、特別支援教育を取り巻く今後の情勢やニーズの変化等を踏まえながら、令和9年度から次期計画策定を進めることとします。